

新型インフルエンザ

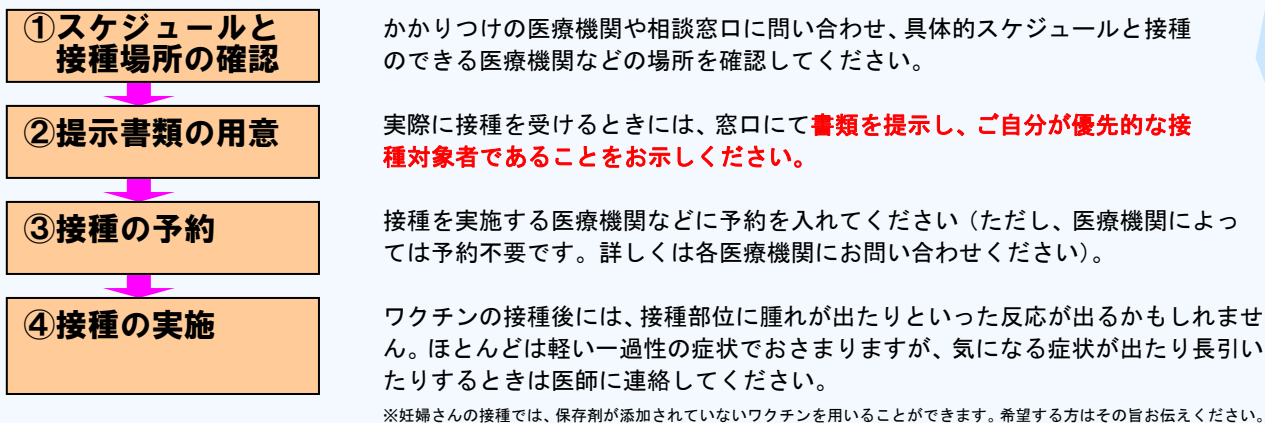
ワクチン接種を受けられる方へ 11月以降、優先度の高い方から順次開始されます

新型インフルエンザは感染力は強いのですが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、治療薬（タミフル・リレンザ）が有効です。ただし、基礎疾患を有する人や妊婦さんは重症化する可能性があり、注意が必要です。このため、これらの方は今回のワクチンの優先的な接種対象者となっています。

今回の新型インフルエンザワクチンには、これまでのデータから、重症化の防止に一定の効果が期待されていますが、**接種したからといって、かからないわけではありません。**また、ワクチン接種は**重症化予防というメリットをもたらす一方で、まれに重篤な症状を引き起こす可能性もあります。**


この点をご理解いただいたうえで、個人の選択により接種を受けていただくようお願いします。

接種までの流れ



優先接種対象者

提示書類

- | | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|---|
| ①基礎疾患を有する方 | → 「優先接種対象者証明書」 | ※かかりつけ医による接種の場合 不要 |
| ②妊婦さん | → 「母子健康手帳」 | |
| ③1歳から小学校3年生 | → 「母子健康手帳」又は「各種健康保険被保険者証」 | |
| ④1歳未満の小児の保護者 | → 「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」 | |
| ⑤優先対象者の内、身体上の理由で予防接種できない者の保護者等 | → 「優先接種対象者証明書」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」 | |
| ⑥小学校4年生から高校生に相当する年齢の方 | → 「各種健康保険被保険者証」、「学生証」又は「住民票」 |  |
| ⑦65歳以上の方 | → 「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」又は「住民票」 | |

接種費用について

実費を徴収させていただきます。

1回目：3,600円

2回目：2,550円

(1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円)



※なお、生活保護を受けている世帯等、所得の少ない世帯に対して費用負担の軽減を行いません。詳しくは市町村窓口にお問い合わせください。

★相談窓口（平日9：00～17：00）

- 村山保健所 TEL 023-627-1117
- 最上保健所 TEL 0233-29-1268
- 置賜保健所 TEL 0238-22-3002
- 庄内保健所 TEL 0235-66-4920
- 県保健業務課 TEL 023-630-2315